

令和5年度 富田林市住宅用脱炭素化機器等導入促進助成金制度のご案内

地球温暖化防止対策を推進するため、市民の方が住宅に、脱炭素化機器等を設置する経費の一部を助成します。

1 助成対象者

市税を滞納していない者であって、次のいずれかに該当する者。

- (1) 自ら所有、又は居住する市内の住宅（集合住宅を除く）に脱炭素化機器等を設置した者。
対象機器等を設置する住宅が補助対象者の所有でない場合は、所有者の設置承諾を得ていること。
- (2) 本市内に対象機器等付き住宅を購入した者。

2 助成条件

次の条件のすべてを満たすこと。

- (1) 未使用品であること。
- (2) 自己所有であること。
- (3) 令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までに、対象機器を取得した者。

3 対象機器

対象機器等については、下記のとおり。

対象機器等	要件
太陽光発電システム	ア 太陽電池の最大出力が10kW未満のもので、発電した電力がその設置する住宅において消費されること。 イ 太陽光モジュールの増設又は改修でないこと。
家庭用燃料電池システム	一般社団法人燃料電池普及促進協会が家庭用燃料電池システムとして指定している機器であること。

家庭用定置式蓄電池	<p>ア 定置型であること。</p> <p>イ 蓄電容量が1 kWh以上のリチウムイオン電池で、かつ、日本産業規格又はこれと同等であると市長が認める規格に適合していること。</p>
-----------	--

4 申請について

- (1) 受付期間 令和6年4月1日(月)まで
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
- (2) 受付時間 平日の午前9時～午後5時30分まで
- (3) 受付場所 市役所環境衛生課
- (4) 提出書類
- ・助成金交付申請書(様式第1号)
 - ・設置機器内訳書(様式第2号)
 - ・対象機器設置住宅の位置図
 - ・対象機器設置完了後の当該対象機器のカラー写真
 - ・対象機器の設置費に係る領収書の写し又は支払を証明する書類
 - ・対象機器の型式、数量等がわかる書類又は写真
 - ・対象機器が設置された住宅を自ら所有していることを証明する登記簿の写し又は居住していることを示す住民票の写し(助成金の交付の申請日前3月以内に発行されたもの)
 - ・その他市長が必要と認める書類
 - ・同意書(申請者と建物所有者が異なる場合のみ)

※様式第1号及び第2号はウェブサイトダウンロードして頂くか市役所環境衛生課で配布します。

※書類不備の場合は受付できません。郵送による受付はいたしません。

5 助成金額

30,000円 ※対象機器1種毎の上限です。

(例:太陽光発電システム・燃料電池・蓄電池全てを自宅に導入する場合は上限が90,000円となります。)

6 助成の対象経費

- (1) 本体及び付属品の購入費
- (2) 設置工事費

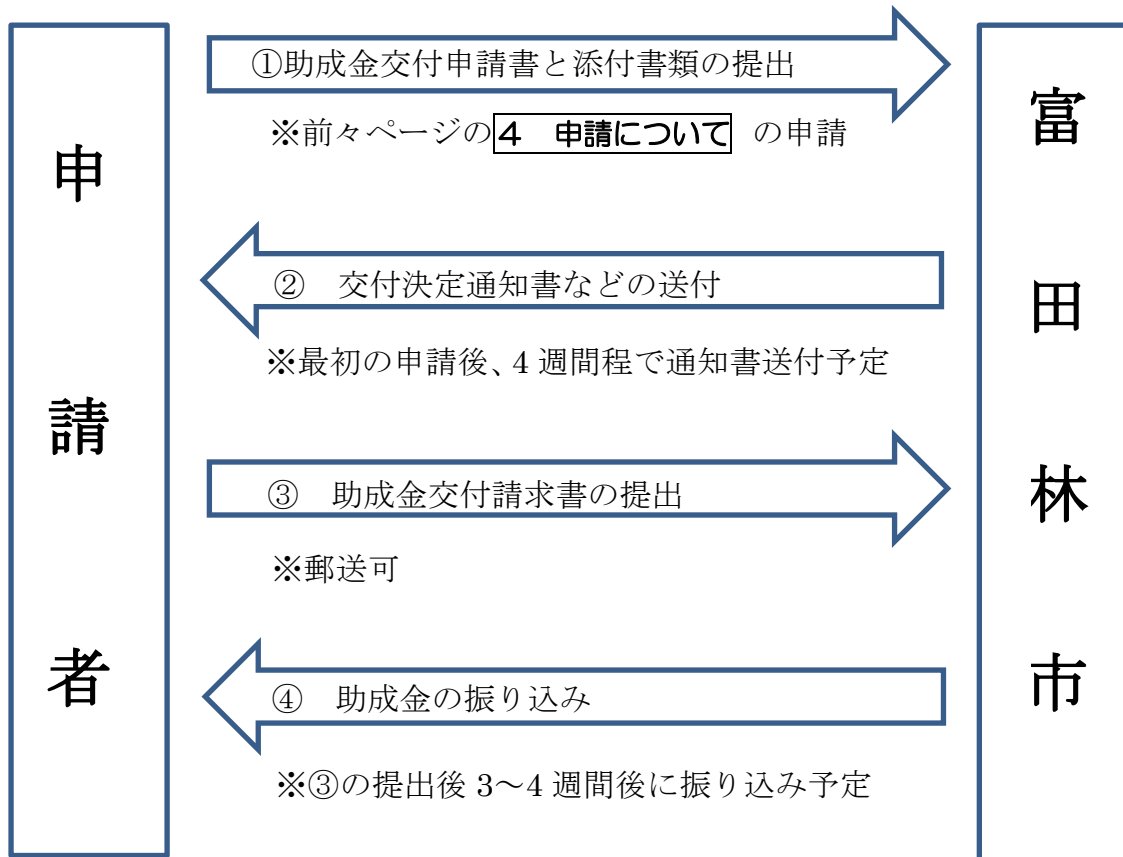
※なお、国または他の地方公共団体の補助金等の交付を受けられている方、その他の対象機器設置に係る収入がある方は、上記の対象経費からその収入額を差し引いた金額が対象経費となりますのでご注意ください。

7 申請後の流れ

- ① 市から申請者に交付決定通知書（様式第3号）と助成金交付請求書（様式第4号）を送付します。
- ② 助成金交付請求書（様式第4号）の提出後、指定した金融機関の口座に補助金が振り込まれます。

8 申請の流れ フローチャート

- ・日数は目安になります
- ・フローチャートの番号は前ページの「7 申請後の流れ」の番号になります。



《問い合わせ先》

富田林市役所 市民人権部 環境衛生課
〒584-8511 富田林市常盤町1-1
TEL：0721-25-1000 内線 139・171
URL www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/17/93860.html
(環境衛生課ウェブサイト)